



子ども・子育て支援金分の課税について



子ども・子育て支援金制度が少子高齢化対策に係るものであることに鑑み子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割については全額軽減され、18歳以上被保険者に割り振られることとなります。

